

院外処方箋の表記変更についてのお知らせ

(一般名処方への変更のお知らせ)

平成 30 年度の診療報酬改定において、後発医薬品の使用推進の観点から、一般名処方(一般的名称に剤形及び含量を付記した記載)の記載が推奨されています。当院においても、既に一部のお薬で一般名処方の記載を行っていましたが、2020 年 1 月 14 日(月)より、後発医薬品が存在する全てのお薬について、一般名処方の記載に変更させていただくこととなりました。

一般名処方となることで、患者様には、『先発医薬品』と『後発医薬品』のどちらでお薬を調剤するのか保険薬局にて選んでいただくことが出来るようになります。医師が商品名を指定して処方する場合や後発医薬品が存在しないお薬については、これまで通りの記載となります。

【一般名処方の処方箋とは】

これまでの処方箋記載方法は、「製薬会社が独自につけたお薬の名前(商品名)」となっていました。これに対して一般名処方では商品名や会社名を指定せず、「お薬の有効成分の名前(一般名)」のみで処方を行うことをいいます。

例)

これまでの処方 ●●●●●錠 80mg (商品名)

今後の処方 【般】▲▲▲▲▲錠 80mg (一般名)

【般】の文字がついたお薬が、一般名処方されたお薬になります。

なお、一部のお薬で【般】がついていない一般名が処方される可能性があります。【般】がついていない一般名についても、保険薬局で一般名処方として取り扱っていただくこととなっています。

ご不明な点がございましたら、職員にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

NTT 東日本関東病院 薬剤部

TEL03-3448-6111